

## 第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年9月12日 午前10時00分 招集
2. 令和元年9月13日 午前10時00分 開議
3. 令和元年9月13日 午後1時54分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	浅久野浩輝
会計課長	大塚浩二	教育課長	藤井栄治
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山英二

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 報告第 10 号 | 専決処分の報告について                              |
| 日程第 2  | 報告第 11 号 | 専決処分の報告について                              |
| 日程第 3  | 承認第 6 号  | 専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について               |
| 日程第 4  | 議案第 50 号 | 阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について   |
| 日程第 5  | 議案第 51 号 | 阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について              |
| 日程第 6  | 議案第 52 号 | 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について              |
| 日程第 7  | 議案第 53 号 | 阿蘇市阿蘇保健福祉センター条例及び阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について |
| 日程第 8  | 議案第 55 号 | 阿蘇市温水プール・温泉施設条例の一部改正について                 |
| 日程第 9  | 議案第 56 号 | 阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について                     |
| 日程第 10 | 議案第 57 号 | 阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の一部改正について                 |
| 日程第 11 | 議案第 58 号 | 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について                     |
| 日程第 12 | 議案第 59 号 | 令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について              |
| 日程第 13 | 議案第 60 号 | 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について                |
| 日程第 14 | 議案第 61 号 | 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について             |
| 日程第 15 | 議案第 62 号 | 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について               |
| 日程第 16 | 議案第 63 号 | 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について            |
| 日程第 17 | 議案第 64 号 | 令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について                |
| 日程第 18 | 議案第 65 号 | 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について                |
| 日程第 19 | 議案第 66 号 | 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について                |
| 日程第 20 | 議案第 67 号 | 「字の区域の変更について」の一部訂正について                   |
| 日程第 21 | 議案第 68 号 | 工事請負契約の締結について                            |
| 日程第 22 | 議案第 69 号 | 工事請負契約の変更について                            |
| 日程第 23 | 議案第 70 号 | 工事請負契約の変更について                            |
| 日程第 24 | 議案第 71 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について                   |
| 日程第 25 | 議案第 72 号 | 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について                   |
| 日程第 26 | 請願第 1 号  | 熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書        |

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきまして、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

### 日程第 1 報告第 10 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、報告第 10 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。

議案書 1 ページ目をお開きいただきたいと思います。

報告第 10 号、専決処分の報告について、説明させていただきます。

本件につきましては、提案理由は、令和元年 5 月 24 日、熊本市東区において発生した公用車の物損事故について、同年 7 月 19 日に示談が成立。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

右、2 ページ目をご覧ください。専決処分書の内容となっております。

本件につきましては、損害賠償の相手方、こちらに記載のとおりでございます。

事故の詳細につきましては、令和元年 5 月 24 日、午後 4 時 5 分ごろ、熊本市健軍 1 丁目 6 番 13 号の先路上ということで、こちらのほうが熊本県市町村自治会館になります。こちらのほうで研修協議会が主催します職員の研修に職員を派遣してありましたところ、職員の研修を終えてその先で路上に出ようとしたときに、この甲の所有する所有車両と出会い頭に衝突し、甲に損害を与えたというものでございます。

損害賠償の額といたしましては、市は甲に対して 28 万 5,894 円を支払うということで、甲の損害額が 50 万 7,368 円、市の損害額は 60 万円ということで、甲の過失割合が 2 割、市の割合が 8 割ということでなっております。

和解事項といたしましては、本件の事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認するとしております。

詳細につきましては、道路が自治会館を出てすぐの幅員 5m ほどの双方の道路でございました。こちらの職員が運転する車両側のほうに、一時停止がありましたが、そちらのほうがかちんと停まらずに出ておったというようなことで、今回の事故に至ったというところで、

聞いておるところでございます。

大通りから入った住宅街の細い道ということで、見通しが大変悪い状況でございました。その中で気が緩んだというようなことで聞いておりまして、そういったことがないよう、一時停止、交通法規は必ず守るようというところで、担当の所属課長とともに注意をしたところでございます。

大変申し訳ございませんでした。以上、報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

10 番議員、菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 10 番議員、菅でございます。

この物損事故について、毎回このような公用車の物損事故の報告がありますが、今回は相手がいて人身事故ということで心配しましたが、怪我も少なく安心しておりますが、一歩間違えれば重大な事故を引き起こすと思います。また相手の家族もおることから、また自分の家族もおることから、気を引き締めて運転するようご指導をお願いしたいと思います。

そこで、この公用車についてドライブレコーダーが付いていたのか。それからこれは甲に対して 28 万 5,894 円を支払うということでございます。市の過失割合が 8 割、これはどういった算定をされたのか、質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のご質問でございます。まず損害額の算定のほうでございますが、それぞれの車両の修繕にかかる費用ということで、当方の車両が 60 万円ということと、相手方がこの 59 万円というような金額になっておるということで、やはり先ほども申しましたけれども同じような幅員の場所でございますが、当方の出る車両のほうが一時的停止の義務があったという形になっておりまして、当方の車両の側面にぶつかったものではございますが、現場のほうで、保険会社のほうでやり取りをされておる中で、過失割合が、この当方の過失割合が高いという形で和解に至っておりまして、このような状況で、この割合を計算しました、引き合いに出したときに 28 万 5,000 円を相手方に支払うという形で算定がされておるものでございます。

2 点目のドライブレコーダーでございますが、今回の車両のほうには付いておりませんでした。市のほうで管理する車両が 100 台近くございますが、そちらのほうの車両については、順次整備を進めておるということで、今 28 台ほどが付いておりまして、これは全体に付けていくということで、年次計画で進めておるというような状況でございます。

また、冒頭にごございましたように職員のほうには、注意喚起、毎月 1 日、15 日ということで、車両の点検とともに安全運転やるようにと、また先月は夏休みの期間でございましたので、市内の狭隘な道路等、そういったところも注意して通るようというところで、注意喚起を促していておりますので、より一層、そういった強い指導をやっていきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 10 番議員、菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） 私がこの算定を質問したのは、市の過失が 8 割ということで

ございます。甲と市の損害額が合わせて110万円ぐらいになります。その110万円の損害、市の過失割合が8割ということは、88万円ぐらいなるんじゃないかな、単純計算すればですね。そういった考えで質問したわけなんです。28万5,894円ということは、すごい安くなっております。その計算方法はこういったふうにして、この28万円が出たのかということをお伺いします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 説明が足らず申し訳ございません。

この金額につきましては、甲の損害額がでございます。これに対しまして2割は自己で持たれる、その分の8割が出てくるということでございます。そして市の損害額が60万円ございます。その分についても、当方が負担する分が、当方は8割方ですね。相手方はその60万円についての2割方を負担するということになりますので、そこで相殺するというような形になります。それを差し引きしましたときの金額が、28万5,000円ということで算定されるという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3番議員、児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） おはようございます。児玉でございます。

今の事案でございますが、加入されておる共済が、対人・対物・同乗者、今は人身傷害ですか。それと車両保険でございます。車両保険に加入されていない場合は、市の持ち出しがかなりの分になりますが、これは車両保険に加入されておりますか。また、すべての車両に対してそういう加入はされておりますか。質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 車両の保険の関係につきましては、所管のほうは財政課のほうになりますけれども、車両のほうについては対人・対物、それから車両保険というようなものに該当するように、我々自治体の保険という形で賄っておりまして、それは車両保険にも該当するものでございます。こちらにつきましては、すべての公用車という形で加入させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。以上で報告を終わります。

## 日程第2 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第2、報告第11号「専決処分の報告について」を議題といたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村山健一君） 議案書のほう3ページになります。先ほどからお話がありまし

た報告第 10 号と同一の案件ということになります。本件の専決処分の報告につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき議会において指定されている事項についてということで、先ほどの第 10 号の案件と同一の案件につきまして人身事故、先ほどは物損事故でございました。人身事故ということで、当該車両を運転しておりました運転手に対する示談という形で、これは 7 月 21 日に成立しております。従いまして地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分させていただきましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

右 4 ページ目をご覧いただきたいと思います。専決処分につきましては、損害賠償の相手方、運転手でございますが、記載のとおりでございます。事故の詳細につきましては、先ほど申しました、第 10 号で報告させていただきましたとおりでございます。この甲が運転する車両との事故という形でございます。損害賠償の額は、市が甲に対して 8,532 円を支払うということでございます。和解事項につきましては、本件事故に関して、今後双方とも裁判上また裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認するというところで和解させていただいておるところでございます。

先ほども申しましたように、相手方も同乗者等もなくお一人で済んだということでございますが、社会的な責任も問われてくるというようなことをご指摘もいただいております。そういったことがないように、また注意を促していきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） はい、15 番、五嶋です。

人身事故ということで、ちょっと緊張しましたが、意外に安い損害賠償の金額で安心しております。相手の怪我の度合い、それから治療費がどれぐらいかかって、保険がいくら出たこの金額になったという過程を教えてくださいませんか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 運転されていた相手方の状況でございますが、出たすぐの車両のほうも速度も遅いというような状況でございまして、大きな負傷の状況には至らなくて、とりあえず病院に行ってみる程度の状況で済んでおるといったような状況でございます。実際にかかりました治療費についてが 2 万 4,164 円というような状況でございまして、これ以外に慰謝料が 8,400 円、それから通院の交通費が 132 円と、また事故証明の 540 円というようなことがこのかかる経費ということで言われておるところでございますが、先ほど申しました治療費の 2 万 4,000 円、それから事故証明書代の 540 円につきましては、これにつきましては自賠責保険のほうで賄われるということで、これ以外の慰謝料と交通費、こちらのほうを当方で負担をする必要があるということで、先ほども 8,532 円というような和解金に至っておるといったところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。以上で報告を終わります。

お諮りいたします。日程第 3、承認第 6 号「専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」は会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議ないものと認めます。よって、承認第 6 号「専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

### 日程第 3 承認第 6 号 専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、承認第 6 号「専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今、議題としていただきました、承認第 6 号、専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊 1 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

今回の、第 2 号補正につきましては、諸般の報告等でも市長のほうから説明がありましたとおり、本年 7 月の梅雨前線豪雨により発生をいたしました阿蘇市内の道路や河川等の公共施設について、本年査定を受けるための測量設計業務委託や乙姫川などの河川につきましては、応急処置をする必要がございました。ですので 7 月 3 日に専決処分を行ったものでございます。

第 1 条になります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 997 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 160 億 460 万 2,000 円といたしております。

第 2 条につきましては、3 ページでこのほうで説明をいたします。3 ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。今回の現年補助災害復旧事業につきましては、330 万円の起債を発行することにいたしております。

6 ページをお願いいたします。

歳入になります。款の 15 国庫支出金。項の 1 国庫負担金、目の 5 災害復旧費国庫負担金、説明の欄にありますとおり、公共土木施設災害復旧費負担金として 667 万円を計上いたしております。次に款の 22 市債、項の 1 市債、目の 9 災害復旧債でございます。同様に現年補助災害復旧事業として 330 万円の借入れを行うことにいたしております。

以上のような補正の結果、歳入の合計は 997 万円を追加し、合計として 160 億 460 万

2,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。款の10 災害復旧費、項の3 公共土木施設災害復旧費、目の1 河川等災害復旧費、節の13 委託料でございます。査定請求を受けるための測量設計業務委託料として、道路河川10件ほどでございますけれども、1,300万円を計上しております。節の15 工事請負費につきましては、河川の応急処置分でございます。1,000万円を計上いたしております。次に款の13 予備費、項の1 予備費、目の1 予備費につきましては、国庫支出金と地方債、他の1,303万円につきましては、予備費のほうから充用いたすことにしております。ですので、予備費は1,303万円減って、残高が2,580万4,000円となるところでございます。

以上のような補正の結果、歳出合計は歳入と同じ997万円を追加し、160億460万2,000円となるところでございます。

説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。これより承認第6号を採決いたします。承認第6号は承認することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしを認めます。従って、承認第6号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第4 議案第50号 阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、議案第50号「阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。議案書の5ページ、お願いを申し上げます。

ただ今、議題としていただきました、議案第50号、阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず、今回会計年度任用職員、新しい言葉であります。これにつきましては、現在の一般職の非常勤職員。わかりやすく申し上げますと、嘱託職員さんについてのものがございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の改正によりまして、令和2年4月1日を施行期日としてその名称が変更となるものがございます。議案第51号、次の議案にも会



計年度任用職員という言葉が出てまいります。一般職の非常勤職員、先ほど申し上げましたいわゆる嘱託職員の方々でございますけれども、週 38 時間 45 分より短い勤務時間で任用されるパートタイム勤務にかかる条例、それが議案第 50 号になります。議案第 51 号がフルタイム、38 時間 45 分。私たちと同じ労働時間で雇用される職員さんが議案第 51 号の規定となってくるものでございます。

法の改正といたしましては、地方行政の重要な担い手となっております臨時非常勤の職員の方々、任用制度はこれまで不明確でございました。適正な任用、そして勤務条件を確保するために、新たに法改正により会計年度任用職員制度として創設されたものでございます。この創設によりまして、期末手当などの支給方法も今回定められております。

それでは議案第 50 号についてご説明申し上げます。

まず 8 ページ、下のほうになります。提案理由、お願いを申し上げます。本件は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入を図るために本条例を制定するものでございます。

戻りまして 5 ページをお願いを申し上げます、先ほども申し上げましたけれども、38 時間 45 分よりも短い勤務時間で任用されるパートタイム勤務の条例になってきます。まず第 1 条に条例の趣旨。第 2 条に条例の対象となる職員の範囲。範囲としましては、38 時間 45 分よりも短い職員ということになります。第 3 条におきまして、報酬に関する規定を定めております。月額においては 20 万円、日額においては 1 万円 2,500 円。時間給においては 1,650 円の範囲内とすること。第 4 条におきまして、一般職の特殊勤務手当に相当します特殊勤務報酬を。また第 5 条においては、一般職の時間外勤務手当に相当する時間外勤務報酬。第 6 条、第 7 条には休日夜間に勤務した場合の休日勤務割増報酬でありますとか、夜間勤務割増報酬を規定いたしているところでございます。先ほど申し上げましたけれども、第 8 条に今回期末手当も支払われることとなりますので、6 月 1 日、12 月 1 日を基準日としてそれぞれ 1.3 月分の支給を規定しているところでございます。以下、第 9 条に報酬の支払い方法。そして第 10 条に時間給の算出方法。そして第 11 条に報酬の減額。第 12 条に報酬の控除。第 13 条に通勤に関する費用ということで規定を行っているところでございます。第 15 条になっていきますけれども、第 15 条のなかで市長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等ということで、職務の特殊性を考慮し特に必要と認める分については、別途また定めるということにいたしております。詳細につきましては、第 17 条におきまして、規則で定めることとしております。この条例の施行でありますけれども、令和 2 年 4 月 1 日となります。

以上、ご審議を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。ただ今議題となっております議案第 50 号から議案第 72 号までの質疑は、ご承知のように会期中の日程に従って各常任委員会に付託をされます。従って、自己の委員会についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

18 番議員、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今ご説明いただきましたが、部長のほうからお話がありませんで

したので、対象人員と大体どれぐらいの金額になるのか教えていただきたい。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のご質問でございます。

対象人員といたしましては、今回嘱託として雇われておる者、これが 87 名ほどがございます。こちらのほうが対象という形になります。支払われておる金額につきましては 12 万 9,000 円から現行の支払い 20 万円まで、様々な形で支払われておるというような形でございます。総額については手元に資料をもってきておりませんが、これに伴いまして勤務条件、それから報酬等もトータルの引き上げという形で 2,000 万円ほどは今までの支出から上がっていくのではないかとというような見込みを立てておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 補足して説明をさせていただきたいと思います。

ただ今、総務課長 87 名と申し上げました、その具体的な配属先を申し上げたいと思います。まず教育課関係におきましては、各学校に配置しております生活支援員、学習支援員、学校図書司書とまた図書館の図書司書の先生。ほけん課のほうでいいますと介護訪問調査員。建設課、水道課でいいますと道路補修員、水道の検針員。総務課でいいますと山上監視員等になってきます。福祉課のほうでは各保育園の嘱託の保育士さん、そういった方が合計 87 名、全部該当するようになります。現在総額で大体令和元年度で 1 億 4,700 万円程度でございますけれども、令和 2 年度につきましては、手当等も増える関係から 1 億 6,700 万円程度の約 2,000 万円増えると認識をしております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 5 議案第 51 号 阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、議案第 51 号「阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の 9 ページ、お願いを申し上げます。

議案第 51 号、阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてでございます。提案理由ですけれども、12 ページ下のほうをお願い申し上げます。

先ほどと重複をいたしますけれども、本件は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入を行うため、本条例を制定するものでございます。この条例は、先ほど申し上げましたけれども、週勤務時間 38 時間 45 分、私たちと同じ勤務時間となるフルタイムの会計年度任用職員に関する条例となるものでございます。

9 ページ戻っていただきまして、第 1 条に条例の趣旨やこの条例の対象となる職員の範囲

を示し、第2条に支給する給与の定義、第3条に適用する給与の範囲を定めているところでございます。9ページ下のほうになります。第4条、給与の支給方法。第5条も併せて口座振込の方法により支払うことができる、そう記述しているところでございます。第6条から第18条までになりますけれども、通勤手当でありますとか時間外勤務手当、期末手当などの各種支給方法を定めているところでございます。第19条のほうには休職者の取り扱い、また最後のほう第20条といたしまして規則の委任を定めておりいずれも一般職の給与条例に準じたもの、そういったものになっております。

また12ページ、第3条第2項に規定する別表として職種ごとに記しているところでございます。会計年度任用職員の職務及び職員の給与につきましては、複雑困難及び責任の度合いに応じて決定すべきものとしまして、それぞれの職種ごとに職務の給与基準と定め、これを基準として給与の格付けを行うものとしております。

施行期日につきましても、令和2年4月1日としております。

なお、本年度、現時点では本条例の対象となる一般職の非常勤職員、嘱託職員は存在しておりません。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第6 議案第52号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第6、議案第52号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。議案書の13ページから19ページをお願いしたいと思います。

ただ今、議題とさせていただきます、議案第52号、阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

まず提案理由でございますが、本件は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては15ページ以降の新旧対照表で主なものを説明いたします。

まず15ページをお願いいたします。改正後の第5条になりますが、印鑑登録証明書につきまして、旧氏ですね、いわゆる旧姓を併記することができるようになりましたので、第5条の第2項第1号及び第2号にその文言を加えております。17ページの第4号につきましても同様に文言を加えております。次に15ページから16ページの改正後の第6条と、改正後の第11条につきましては、文言を新たに改めております。また改正前になりますが、16ページの第11条と、18ページになりますが第16条、第17条、第18条、それと19ページの第19条、この分につきましては現在市役所の本庁と内牧支所に設置しております証明書

の自動交付機、この交付機を9月末で廃止いたしますので、併せてこれらの条文を削除するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今の説明ちょっとわからないんですけど、旧氏、旧姓を使えるというのはどういった意味でしょうか。登録がその名前で登録できるということですか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） ご説明いたします。今回の条例の改正でございますが、国のほうが掲げております、女性躍進の推進にかかる取組の一環でございます。今の議員がお尋ねになりましたけれども旧氏、これの記載を申し出た者につきまして住民票の写しと同様に旧氏を記載して印鑑登録証明を交付することができます。ですから、当然旧姓の印鑑を登録するということとなります。以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に。15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 五嶋です。

素朴な質問ですが、自動証明機を9月で取りやめるということは、マイナンバーカード、あれがないと印鑑登録証明書がとれないということになりますか。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 自動交付機につきましては、9月末で終了をいたしますので、自動交付機は当然使えませんが、窓口では今までどおりお手元にお持ちの印鑑登録証をお持ちいただければ、交付は支障なく行うことができます。マイナンバーカードをお持ちでなおかつ印鑑登録も済ませてる方につきましては、最寄りのコンビニ等で交付を受けることができます。ですから、自動交付機は使えませんが窓口では今までどおりの交付ができるようになっております。

○議長（湯浅正司君） 15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） マイナンバーカードに印鑑登録をしとらなければ、窓口でしか取れないということですね。マイナンバーに登録するための方法を教えてください。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） マイナンバー用の印鑑登録というのは特別に必要なはございません。今既に登録をされている方で、なおかつマイナンバーカードの交付を受けて暗証番号を登録なさっていればコンビニで交付が可能となりますので、印鑑登録だけを別立てで登録する必要はございません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 一条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 7、議案第 53 号「阿蘇市阿蘇保健福祉センター条例及び阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） それでは議案書の 20 ページからになりますが、よろしくお願いを申し上げます。

ただ今、議題とさせていただきます、議案第 53 号、阿蘇市阿蘇保健福祉センター条例及び阿蘇市一の宮温泉センター条例の一部改正についてご説明をいたします。

まず提案理由でございますが、本件は、本年 10 月から実施されます幼児教育・保育無償化と併せて、子育て世帯の経済的負担軽減の一助とするため、阿蘇市が設置する温泉施設の使用料を小学生未満の者について無料としたいので、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきまして主なものを新旧対照表でご説明いたします。

まず 22 ページをお願いしたいと思います。この 22 ページは、阿蘇保健福祉センターの分でございます。内牧でございます。子どもの定義をこれまでの「小学生以下」から「小学生・中学生」に改めております。そして新たに小学生未満の子どもの入浴料を無料といたしております。

次に 24 ページをお願いいたします。この部分は古城でございます一の宮温泉センターの分になりますが、これも先ほどと同じく子どもの定義を「小学生・中学生」に改めます。そして新たに小学生未満の子どもの入浴料を無料といたしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） すみません、これ無料はわかるんですけども、他の議案で料金で消費税の改正に伴うものがあるんですけど、この料金は税込みの料金でしょうか。もしあれば今回一緒に税金のあれも変えたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） すべて税込みといたしますか、定額でこの料金でございます。

○議長（湯浅正司君） 8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） では 10 月 1 日以降もこの無料と、この料金でずっとやっていくということですね。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 55 号 阿蘇市温水プール・温泉施設条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 55 号「阿蘇市温水プール・温泉施設条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） お疲れでございます。議案書の 68 ページをお願いいたします。

ただ今、議題とさせていただきます、議案第 55 号、阿蘇市温水プール・温泉施設条例の一部改正についてご説明させていただきます。

まず提案理由でございますが、本件は、本年 10 月から実施される幼児教育・保育無償化と併せて、子育て世帯の経済的負担軽減の一助とするため、アゼリア 21 の温泉施設の使用料を市内居住の小学生未満の者について無料としたいので、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきまして新旧対照表のほうで説明させていただきます。

資料の 70 ページをお願いいたします。

表の 1 番上になりますけれども、1、基本使用料。現行ではアゼリアの料金については、大人と子どもということで 2 区分に分けておりますが、今回の条例改正に伴いまして、左側のほうの表になりますけれども、大人は現行どおりでございますが、子どもを更に 2 つに分けておりまして、1 つは小学生・中学生、もう 1 つを小学生未満ということで分けております。その上で、温泉の阿蘇市内小学生未満の子どもについて無料としたところでございます。その下、温水プール・温泉組み合わせ使用料というところでございますが、アゼリアについては温泉とプールがございまして、2 つ併用して使う場合には割引措置をいたしておりますけれども、今回区分分けをしたことによりまして子ども、小学生未満につきましては、300 円ということで実質温泉分を無料とした金額設定にしたところでございます。

めくっていただきまして、71 ページ、上のほうになります。3、使用回数券ということでアゼリアにつきましては 11 枚綴りの回数券を販売しておりますけれども、こちらも同様、子ども小学生未満については、阿蘇市内無料としたところでございます。それから 1 番下、7、備考のところでございますが、今まで就学前と表記があったものについて小学生未満ということで変えております。

本条例につきましては、令和元年 10 月 1 日からの施行ということでいたしております。

以上、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 9 議案第 56 号 阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、議案第 56 号「阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 失礼します。

ただ今、議題としていただきました、議案第 56 号、阿蘇市水道事業給水条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしまして本年 10 月 1 日から消費税率が現行の 8%から 10%に引き上げられるため、市の給水条例に規定された水道料金と加入料を別表のとおり改正するものでございます。この分につきましては、平成 8 年の消費税 5%、平成 26 年の 8%とその都度改定しているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 10 議案第 57 号 阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 10、議案第 57 号「阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

77 ページをお願いいたします。ただ今、提案させていただきました、議案第 57 号、阿蘇市病院事業使用料等徴収条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

まず提案理由になりますが、本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律の施行に併せて、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正させていただいております。

詳細につきましては、78 ページと 79 ページの新旧対照表のほうで説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず 78 ページです。使用料になりますが、第 3 条、特別室いわゆる個室使用料になります。従来、特別室 A というのを 5,400 円で設定しておりましたが、それを税込みの 7,700 円。特別室 B 2,160 円を税込みの 3,300 円に改めさせていただいております。次に、その他の使用料につきましては死体検案料 1 万 800 円を 1 万 1,000 円、死後処置料いわゆるエンゼルケアというものですが、5,400 円を 1 万 1,000 円、透析患者様の昼食は現在提供しておりませんので、今回は削除しております。医師面談料は 1 回につき 8,640 円を 1 万 1,000 円に改めしております。

次に、手数料、文書作成料になります。裏面の 79 ページをお願いいたします。1 項目ず

つ言えば、それぞれご覧のように診断書関係になりますが、例えば普通診断書 2,160 円のもの、3,300 円、従来 5,400 円いただいていたものを 7,700 円、死亡診断書 5,400 円を 1 万 1,000 円、死体検案書も 5,400 円を 1 万 1,000 円というように、ご覧のように税込みで改めをさせていただいております。

この補足説明といたしまして、使用料・手数料それぞれ旧金額におきましては、新病院開院に合わせて、平成 26 年 8 月 6 日から施行させていただいております。結果といたしまして、現在まで 5 年間据え置きをしておりましたが、今回の消費税率の変更に伴い、併せて基本金額の見直し・適正化を行ったところでございます。なお、その際、阿蘇市内の民間病院や県内の自治体病院の基準を参考にさせていただきました。患者様のご負担をお願いすることになりますが、受益者負担のあり方を見直した結果としております。

なお、これに伴い複数回院内のほうで協議を行いました。そこには実際担当される医師のご意見もいただきまして、従来は同じような業務量でも金額にばらつきがあったということで、かかる業務量が同じということでそれを考慮して、内容ごとにある程度統一した金額に設定をさせていただいたところでございます。

なお、この条例がご承認いただければ 10 月 1 日からの施行を予定しておりまして、経過措置といたしましては、この条例の施行日前に支払うべき理由が生じた使用料・手数料については、なお従前の阿蘇市病院事業使用料徴収条例に基づき徴収をさせていただくということを予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 理由は消費税の増税に伴うと書いてあるんですけども、消費税に伴う料金改定と相場に手数料が合わないということで、値上げするというのは別々にやったほうがいいと思うんですけど。誤解を受けないようにしていただきたいと。便乗値上げみたいな感じで、していただきたいというのが 1 つと、もう 1 つ金額的には普通診断書とかはこの金額ちょっと安いような感じもするんですけど、相場的には大体いくらぐらいなんですか。普通診断書だけでいいので、どこか事例を上げて説明していただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃったように、今回消費税の税率改正に併せて基準金額の見直しをさせていただきましたが、条例そのものは統一したことで、今回合わせて上げさせていただかないと仕方ありませんでしたので、そういったことです。なお、市民の皆様方、患者様方には十分その点をご理解いただくように丁寧な説明をしていきたいと思っております。

それと、ちなみに普通診断書ですが、病院名を上げてはなかなかどうかと思いますので、近隣の民間病院によりまして、同じような金額で、なおかつ熊本県内の他の自治体病院の金額も大体 3,000 円前後というのが相場となっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。



9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田でございます。

78 ページに透析患者の昼食 432 円というのが、旧のほうで書いてあるんですけども、これ新のほうでも変わらないという解釈ですか。

○議長（湯浅正司君） 事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

透析患者様の昼食は、旧病院時代からいわゆる提供する場所がなかったものですから、病院のほうで病院食を用意させていただいて、その際一部負担をいただいていたと。新病院になりまして、最初のころはレストランとかも充実してなかったものから提供してはいたんですが、レストランも充実いたしまして、売店のほうでもいわゆるお弁当とかパンとか食事を提供できるようになりましたものから、明確には覚えておりませんが途中からその提供をやめております。提供したころまでは 1 食当たり 432 円を患者様からいただいておったと。それを提供やめたということで、もうこれ以降、今回の条例からは提供もしておりませんので、当然いただかないということで削除させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 一般病棟の食事の金額というのは、今のとはもう変わらないということですか。

○議長（湯浅正司君） 事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） はい、そうでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 11 議案第 58 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 11、議案第 58 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今、議題としていただきました、議案第 58 号、令和元年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊 2 をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。

初めに第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19 億 1,828 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 179 億 2,288 万 7,000 円といたしております。

第 2 条の債務負担行為につきましては 6 ページ、第 3 条の地方債補正につきましては 7 ページのほうで説明をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

債務負担行為補正でございます。1 行目、畜産経営体質強化支援利子補給につきましては、

令和元年に借入れを行います1事業体の資金の借入れが対象となりますことから、本年は27ページのほうに利子補給分は計上いたしております。令和2年から令和10年度までの利子補給といたしまして、51万3,000円を債務負担行為として計上しております。

2行目の公共施設等総合管理計画に伴う個別計画作成支援業務委託料につきましては、当初予算では財政課のほうで全体的な個別計画の支援業務を債務負担行為並びに当初の予算として計上いたしましたが、この分は教育施設として教育課が所管する施設分の策定業務委託料になります。本年度につきましては、34ページのほうで予算を計上しております。策定が令和2年度までの2年間となりますことから、令和2年度の180万円を負担行為として計上いたしております。3行目の阿蘇学校給食センター調理等業務委託料につきましては、本年をもって3箇年間の業務委託料が終了いたしますので、令和2年から令和4年までの3年間について、新たに契約を結ぶ必要がございます。ですが、その契約を結ぶためにはプロポーザル方式等を採用いたしますので、本年中に事務を行う必要がございます。ですので、令和2年から令和4年までの債務負担行為として、2億1,000万円を今回計上したものでございます。

7ページをお願いいたします。地方債補正でございます。追加・変更とございますが、追加につきましては今回の補正予算におきまして新たに借入れを行うものでございます。変更につきましては、事業の確定によりまして限度額の変更を行ったものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入でございます。上から2つ目の表になります。款の11地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税につきましては、令和元年度の普通交付税額が確定いたしましたので、5億260万9,000円を増額計上いたしております。右の説明欄にあると思いますけど、確定額は54億1,110万9,000円でございます。

15ページをお願いいたします。真ん中から下になります。款の19繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金と、目の2財政基金繰入金につきましては、当初予算の編成上、この2つの基金から繰り出しを行って予算の編成を行ってございましたけれども、今回の追加補正によりまして、この基金は必要となくなりましたことから、基金のほうに繰り戻すものでございます。款の20繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金につきましては、平成30年度の繰越金が確定をいたしましたので、11億455万1,000円を増額しております。

16ページをお願いいたします。款の21諸収入、項の5雑入、目の1雑入。説明の欄の1行目でございます。諸般の報告でもありましたとおり、防犯カメラの協賛金として318万円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。歳入の合計になります。以上のような補正の結果、歳入では19億1,828万5,000円を追加し、合計で179億2,288万7,000円といたしております。

18ページをお願いいたします。歳出になります。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の15工事請負費でございます。雑入で受入れをいたしました防犯カメラの協賛金につきましては、設置工事といたしまして339万9,000円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。款の2総務費、項の4選挙費、目の7熊本県知事選挙費

でございます。この予算につきましては、21 ページにまたがりますけれども、令和 2 年の 3 月末ごろに熊本県知事の選挙が予定をされております。ですので、一連の経費といたしまして 1,444 万 7,000 円を計上いたしております。

23 ページをお願いいたします。款の 3 民生費、項の 2 児童福祉費、目の 3 児童運営費、節の 19 負担金補助及び交付金と、節の 20 扶助費でございます。説明欄に文言ございますけれども、これはいわゆる幼児教育保育の無償化が 10 月 1 日より施行されます。ですので、19 の負担金補助及び交付金につきましては管内の認可保育施設分、節の 20 扶助費につきましては認可外のそういった教育保育施設の分になります。

24 ページをお願いいたします。目の 4 児童福祉施設費、節の 15 工事請負費、説明欄の 2 行目でございます。子育て支援センターは、現行の施設が危険で危ないので、山田小学校への仮移転を計画いたしました。ですので、改修工事として 220 万円を計上しております。節の 19 負担金補助及び交付金につきましては、当初予算で内牧保育園の補助金を 6,000 万円計上いたしましたが、その後事業が変更になりまして 4,843 万 2,000 円を増額補正いたしております。

27 ページをお願いいたします。款の 5 農林水産業費、項の 1 農業費、目の 4 畜産振興費でございます。節の 13 委託料といたしまして、臭気対策調査等業務委託料 461 万円を計上いたしております。これは一の宮地区の臭気対策分でございます。節の 19 負担金補助及び交付金につきましては、6 ページの債務負担行為で説明をいたしました本年度分の利子補給分の追加分でございます。

28 ページをお願いいたします。同じ款項の目の 16 経営基盤確立事業費でございます。節の 15 工事請負費といたしまして、はな阿蘇美にあります省エネルギーモデル温室改修工事に 1,457 万 8,000 円、役犬原にあります養豚施設でございましたけれども、共同利用施設撤去工事として 715 万円を計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。款の 6 商工費、項の 1 商工費、目の 3 観光振興費、節の 13 委託料でございます。説明の欄の 1 行目、羽田空港を活用した国内観光振興プロモーション業務委託料といたしまして 300 万円を計上いたしております。これは羽田空港第 1 旅客ターミナルで行う事業でございまして、日本観光振興協会の被災地支援の取り組みになります。

30 ページをお願いいたします。目の 5 夢の湯管理費でございます。節の 15 工事請負費といたしまして、夢の湯の施設改修工事 1 億 369 万円を計上いたしております。上の委託料の中に、この工事にかかります監理業務委託料として 311 万 1,000 円を計上いたしております。

32 ページをお願いいたします。款の 7 土木費、項の 2 道路橋梁費、目の 1 道路維持費、節の 15 工事請負費でございます。道路維持工事費として新たに 8,380 万円の増額補正を行っております。続けて、一番下のところになります。項の 3 河川費、目の 1 河川事業費、節の 15 工事請負費といたしましては、管内の十数箇所の河川になりますけれども、管理河川掘削等維持工事といたしまして 2,960 万円を増額補正しております。

34 ページをお願いいたします。款の 9 教育費、項の 1 教育総務費、目の 2 事務局費、節

の 13 委託料でございます。先ほど債務負担行為で説明をいたしました、個別計画作成支援業務委託料の本年度分の委託料でございます。180 万円を計上いたしております。節の 25 積立金は、教育施設設備整備資金積立として 1 億円の積立てを行うことにしております。

飛びますが 38 ページをお願いいたします。款の 10 災害復旧費、項の 3 公共土木施設災害復旧費、目の 1 河川等災害復旧費、節の 15 工事請負費でございます。説明の欄、上から現年補助災害復旧工事といたしまして 1 億 5,950 万円、現年の単独災害復旧工事といたしまして 900 万円、過年単独復旧工事といたしまして、2,500 万円を計上いたしております。

39 ページをお願いいたします。款の 13 予備費、項の 1 予備費、目の 1 予備費でございます。今回追加補正をいたしました額のうち 7,270 万 5,000 円につきましては、予備費のほうに入れさせていただきたいと思っております。ですので、予備費の残高は 9,850 万 9,000 円となるところでございます。

以上のような補正の結果、歳出の合計は歳入と同じ 19 億 1,828 万 5,000 円を追加いたしまして、合計は 179 億 2,288 万 7,000 円となるところでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは暫時休憩をいたします。11 時 20 分より再開いたします。

午前 11 時 07 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第 58 号、令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について質疑を行いたいと思っております。質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） はい、9 番議員、園田でございます。

ページでいいますと 26 ページの一番下になりますけれども、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業、補助金の返還金ということになっておりますけれども、これはおそらく災害後にいろんな機械ですとかトラクター、そういう農機具関係の破損とかそういうので補助金を求めた分だと思うんですけども、これが返還されるというのは大体何件ぐらいあって、その内容の説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

今回補助金返還金ということで 504 万 2,000 円計上させていただいておりますけれども、内容につきまして平成 28 年度、平成 29 年度で行われた事業でございます。畜舎の再建でございます。これが 1 件でございます。それから農機具格納庫が 2 件、それからパイプハウスの修繕ということで 1 件ございまして、合計の 4 件でございます。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 畜舎が 1 件、それと農機具が 2 件、これ一番大きい金額と言ったら大体どのぐらいの返還金になったのか。これは会計検査かなんかで見つかったんだと思うんですけども、そこらの説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

大半の部分が議員おっしゃるように畜舎の分でございます。畜舎の再建分でございます。こちらのほうが今回返還の対象になっている事業でございますけれども、規模拡大を行っておりまして復旧が行われております。規模拡大分につきましては、補助対象外でございますけれども、その分が実際の再建にあたります見積書の数量が規模拡大の分が含まれておったということで、そちらのほうが会計検査のほうで判明いたしまして、改めて実際の適正な見積書を再徴収いたしまして、それと比較いたしまして補助金額を過剰に交付しておったということが判明いたしまして、その額を今回返還金ということで計上しております。こちらの分の額といたしまして、国費それから県費、市町村費を合わせまして 563 万 5,000 円強の額になります。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君。3 回目です。

○9 番（園田浩文君） 畜舎関係は現状復旧と言いますか、それ以上に拡大する分も一緒に結局見積書に載っていたということですかね。それと例えば機械あたりだったらどういう申請をして、これが返還してくださいというような事例になっているのか。そこを説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えする前に、先ほどお答えいたしました金額でございますが、26 ページに記載の 504 万 2,000 円についてが国費、それから県費でございます。従いまして市町村費を含めた金額といたしまして、先ほど申し上げました 563 万 5,000 円が当該 1 経営体の分でございます。こちらのほうについては、歳入のほうでございますけれども、そちらの一部でございます。

ただ今のご質問でございますが、数量につきましては、事業の発注者でございます経営体さんのほうから施工業者のほうに発注されておりますけれども、そちらの見積書の中で規模拡大分の数量が過剰に計上されておったということがございまして、そちらの分を会計検査で指摘を受けたということでございます。新聞等でございますけれども、不正受給にあたらないうことで、いわゆる発注者と施工業者側のそういう見積書のチェックが行われてなかったということで、不正受給にあたらないうことで認識をいたしているところでございます。機械については、該当ございません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

1 番議員、佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 1 番議員、佐藤和宏です。

28 ページですけれども、共同利用施設撤去工事ということで 715 万円計上されておりますけれども、その場所を私もよく通るんですけど、ちょっと狭いところなんですけど、この法案が通れば早速工事だと思っておりますけど、工事は大体どれぐらいの時期にするのか、決まっていますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 28 ページの共同利用施設撤去工事でございますけれども、こちらのほうが現在西町の圃場整備で言いますと 7 工区に昭和 51 年に整備された共同利用施設でございます。こちらの撤去費用ということで計上をさせていただいております。施工に関しましては補正予算のご審議をいただきましてご承認いただいた後に、周辺の水稲の刈り取り後、営農に支障がない時期に発注をかけまして、施工についてはそういう営農に支障がない時期に行うよう考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 1 番議員、佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） ありがとうございます。場所が、私が先ども言いましたように毎日通るところで、西町から塩塚のほうに行く道路で、7 工区で普通車がすれ違うときにどちらが徐行するか、一時停止しないと通れないところということで、舗装道路でして非常に朝晩通勤や学生さん、中央高校の子どもさんたちとか通っております。そこに酪農家の大きな牧草とか植えておりますので周知徹底をして、やっぱり多分 30m ぐらい田んぼの中にあるあの鉄骨の建物だと思いますけれども、十分注意されて工事をされるようお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございますけれども、実際の施工の際には中央高校、それから大型の農機具等の走行がございますので、場合によっては交通誘導員あたりの部分も業者のほうに指導をやってまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番です。

先ほど園田議員から質問がありました 26 ページですけれども、補助金返還分が経営体育成支援事業の補助金返還分が 4 件と言われまして、畜舎が 1 件、農機具が 2 件、その他ハウス等が 1 件ということで計 4 件と言われましたけれども、さっきは 1 件でこれだけの金額で、あと残りを園田議員が聞かれましたけれども、その点はどうなってますでしょうか。

それともう一つ、27 ページの臭気対策調査業務委託料の件です。これ対象の場所とどういう内容かをお聞かせいただきます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問です。大変申し訳ございません。

今回計上しております経営体として 4 経営体でございます。その内訳といたしまして、先ほど申しましたとおり畜舎が 1 件、農機具格納庫が 2 件、それからパイプハウスの修繕が 1 件ということで計 4 件でございます。農機具格納庫の返還金ということでございますけれども、こちらのほうが国・県・市の 9 割相当額の部分でございますけれども約 60 万円ござい

ます。これは歳入ベースでございますので、国・県の償還分といたしまして約 50 万円程度でございます。それからパイプハウスの償還金といたしまして、国・県・市 9 割相当額といたしまして 23 万円。それから国・県の市を除く金額といたしまして約 18 万円ということになっております。それから 27 ページの説明欄一番上でございますけれども、1 段目でございますが臭気対策調査業務委託料 461 万円を計上させていただいておりますけれども、場所につきましては一の宮、坂梨地区を想定いたしております、法人・個人の畜産事業者の方、それから市の施設でございますけれども公共施設、臭気モニターの方の周辺にポイントを置きましてそれぞれ探知管を用いまして、臭気の測定を行う探知管でございますが、そちらを用いまして 2 週間ほどかけまして測定を行うという業務内容となっております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

12 番議員、森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 12 番議員、森元です。

2 つあります。29 ページの観光振興費。羽田空港活用した国内観光振興プロモーション業務委託料、この事業の内容をですね。

それと 18 ページの総務費の中で、防犯カメラ設置工事の内容をお聞かせください。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 羽田空港を活用した国内プロモーションについてご説明します。

先ほど財政課長のほうで日本観光振興協会の復興支援ということでございましたけれども、いよいよ来年度はいろんなインフラが整います。積極的なプロモーションをこれからしっかり 1 年計画していきたい、そういう中で国内プロモーションを 1 日平均第 1 ターミナルですけども、第 1 ターミナルは 1 日に 5 万人行き交うというところがございます。その中央に阿蘇市専用の独占したブースを設けまして、日にちは 2020 年の 3 月の 6・7・8 日、金・土・日に行います。真ん中にバックボードも設けた専用ブースを設けまして、そこでは、まずは阿蘇の正確な情報を国内の方に直にご説明しようと思っております。それと、阿蘇山を体験できるような VR とか DVD を用いまして、インパクトのあるプロモーションを計画しております。これに特典といたしましては、スペースを全部無料にするということ、それとデジタルサイネージを、ずっと各所にあるんですけど、そこを無料。それとフリーペーパーも無料というような特典が付いております。これには各関係機関も一緒に同行して、7 名から 8 名の体制でプロモーションを行います。

300 万円の内訳につきましては、会場の設営費、それと運用費。それとチラシ粗品などもお配りするというのでそういった経費になります。そのうちの 2 分の 1 は熊本地震の復興基金のほうで 150 万円はみていただくことにしております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今ご質問いただきました防犯カメラについてでございます。

諸般の報告でも市長のほうで申し上げましたように、市内外の業者さん 160 社のほうから予算にも計上させていただきましたが、318 万円ということで協賛金のほうをいただきました。この浄財を基に市内のほうに昨年 5 月ごろに新潟県では連れ去りというようなこともあっております。都会のほうでは、各所で防犯カメラが設置されておるところでございますけれども、なかなか都市部ではない我々の阿蘇市の中では、そういったところも少ないということで市のほうが設置するというようなことで、今回市内の主要な通学路、それから交差点等に付けるということで、6 箇所程度今回つけていくようなことで想定しておるところでございます。

また先月、行方不明というような形も出たんですが、まったく手がかりがないということで、以前にも高齢の方がいなくなられても手がかりまったくなしという状況もございます。そういったことも鑑みまして、今回防犯カメラをつけさせていただくということで、計画しておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 12 番議員、森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 羽田空港活用した国内観光振興ですね、このバックボーンは空港会社色々ありますが、どちらですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） J A L 側になります。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今、県が半額出すということですよ。300 万円位なっているんですが、結局事業計画の費用としては 600 万円になるわけですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 150 万円阿蘇市が出して、総額は 300 万円の事業でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありますか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

23 ページ、民生費の中の子どものための教育保育給付費なんですけども、これ私立分と公立分、合わせて総数で何名ぐらいになります。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

無償化になる対象人数ということで言いますと、0 歳から 2 歳の方が 22 名、3 歳から 5 歳の方が 594 名の 616 名になります。

○議長（湯浅正司君） 11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 一部報道によると 0 歳から 2 歳はまだ今回はならないというような話も出ているんですが、大丈夫なんですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 今、0 歳から 2 歳は 22 名とお答えさせていただいたんですけ



ども、0歳から2歳の保育者数が現在399名おりまして、377名、0歳から2歳の課税世帯については保育料は今までどおりいただくという制度になっております。

○議長（湯浅正司君） 11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） その辺はまたやりたいと思いますが、先ほどの森元議員の関連ですけれども、防犯カメラ6箇所という話ですが、今後も増設を考えているのか、そのあたりの答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 先ほど6台ということでお話を申し上げました。これにつきましては今回様子を見させていただくと言いますか、あまりにもこれが全体的に広がっていきますと逆に監視社会ということでそれらを懸念する声もありますので、今回この6台をつきかせていただいて状況を見させていただいた上で、対応というところで考えておるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3番議員、児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 3番、児玉です。

2つございます。26ページ農業振興費の19番。それと次のページ、27ページ、農地費、節の15番、農村公園遊具等、この2つについてお尋ねします。

新規就農支援事業補助金ということで200万円計上してございますが、これは750万円に200万円足らなかつたから、950万円になったということであろうと思いますけれども、国と県が推し進めております農業次世代人材投資資金、これより別にこの市が単独で運営しております新規就農支援事業補助金のことだろうとは思いますが。これはやはり5年以上営農されておって、機械あるいは施設の補助を半分しますよという助成だと思いますけれども、この人数と内容をお聞かせいただきたい。

それとあと1つが、農地費のところの農村公園遊具撤去工事。この場所と内容をお聞かせください。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず26ページの農業振興費負担金補助及び交付金でございます。新規就農者支援事業補助金でございます。こちらにつきましては、平成25年度から市の単独事業ということで継続事業で行わせていただいております。事業のまず概要を申し上げますと、新規就農時でございますけれども、初期投資費用が非常に高くつくということで、そちらのほうを農業経営開始に必要な経費を一部分負担するという事業でございます。内容につきましては、上限が150万円ということで、補助事業を活用しない場合のご自分で融資を受けられた場合と、そういった場合について、2分の1以内の150万円を上限に助成を行っております。それから国県の補助事業を活用される場合については、補助残分の4分の1相当額を、50万円を限度に助成をしておるという事業でございます。今回200万円計上をしておりますけれども、2名追加ということで200万円計上いたしております、内容についてがアスパラの単棟ハ

ウス導入にかかる経費でございます。

それから 27 ページでございますけれども、農地費の工事請負費でございます。説明欄の 1 番下段でございますが公園遊具等撤去工事でございます。現在阿蘇市内のほうに 10 地区の農村公園が設置されておりますけれども、そのうち 4 つの公園の老朽化に伴います遊具等の撤去ということでございます。地区といたしまして湯浦、それから西町、年の神、霜宮という 4 つの公園の部分でございます。

以上でございます。

○議長（湯淺正司君） 3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 新規就農支援事業ということで、私が知る限りでは阿蘇市の 150 万円というのは、他の自治体に比べまして手厚い助成がなされているものと認識しております。なお一層、担い手の方々に対して力添えになっていただきたいと思うわけです。

それと農村公園の遊具撤去。今、年の神ということで 1 つございましたが、この年の神公園、ビラパークホテルのすぐ下でございますが、ここには以前トイレが設置されておりました 3、4 年前にトイレがなかなか管理、また防犯関係で撤去していただいたわけですが、ここに立ち上げの水道がございます。トイレの撤去と同時に水道が使われなくなっておりました、この公園をいろいろ掃除していただく子ども会とか地区の人たちがなかなか手を洗う場所がない、飲み水がないという声を聞くわけですが、この年の神がもしその水道設備の撤去、今止めてあるんですけど、ここが撤去ということであれば、反対にそれを出していただくことはできないでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回計上をいたしておりますのが、あくまでも遊具等の老朽化によります事故防止対策という経費でございます、状況を見させていただきまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 確かに遊具はございませんが、ベンチがもう全部腐れてしまってねん倒れているという状況が多々見受けられますので、そこら辺は安全策ということで取り組んでいただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 他に。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

民生費のページで言えば 24 ページ、目の 4 番の児童福祉施設費、このなかで子育て支援センターの移転に伴う改修費ということで、220 万円上がっていますが、これ実際内牧のびよびよ子育て支援センターだと思うんですけども、結果的にどういう形で支援センターを最終的に運営していくのか、その辺の方向性ですね。その辺をちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（湯淺正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） どのように運営していくのかということですが、昨日申し上げましたとおり、まずは今の施設が大規模改修でもとても危ないという形ですので、仮移転という形で旧山田小学校を当面使うと。その間に新しい本移転場所を選定いたしまして、そちらのほうの改修になるのか、整備になるのか、それはわかりませんがそういうふうに進んでいくと。基本的には今行っているような運営方針、市が直接で市が運営していくというのは変わりません。

○議長（湯浅正司君） 6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） ということであれば、まだ市としては最終的な運営場所については決定をしていないということですね。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） これも昨日申し上げましたが、今、保護者とか地域とかいろいろ打診をしているところがございますので、本移転場所についてはまだ決定いたしておりません。

○議長（湯浅正司君） 6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 私、非常に疑問に思うんですけど、その移転場所を最終的に決めていただき、そこを改修すればこの 220 万円の費用が発生しないのではないのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） もちろんそこも検討をいたしました。ただ新しい場所なり、仮に今の場所でもいいですけども、改修となりますと何箇月、半年とか 1 年の期間がかかります。その間、今の場所で運営することが果たして安全かというのを一番に考えたんです。もう建築士のほうからも、この施設は非常に危険であるという指示を受けておりますので、無駄な費用とまでは言いませんけれども、安全面を最優先に考えた場合は、早急に違う場所に移って運営するのがまず第一と。今の場所でいつまでも続けるというのは、その間に何かあったときに非常に危険でございますので、そこを重要視したところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

5 番議員、立石昭夫君。

○5 番（立石昭夫君） 5 番、立石です。

29 ページの観光の問題ですけど、阿蘇山上エリア利用拠点計画策定業務委託料ということで上がっておりますけれども、この業務の計画の内訳と、ワンピース、ウソップの除幕式 400 万円とありますけれども、ワンピースのウソップの除幕式、いつごろの計画なのか、場所がどの辺になるのか、その辺をお知らせいただけますか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは 29 ページの阿蘇山上利用拠点計画策定の業務についてですね。この計画なんですけども、現在国において国際観光旅客税を財源といたしました国立公園地域には大変有利な、事業名をこう言います、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業というのを新たに推進しております。ただ、この本事業を活用する場合には、必要条件として計画書の策定というのがあります。その費用になります。現在、山上エリアには熊

本県も施設を有しておりますし、南阿蘇村も土地を所有しておりますので、今回は県と南阿蘇と阿蘇市の3者共同で計画を策定します。満喫プロジェクトのほうで、2020年までは集中的に進めていただけるんですが、その後も継続して上質化を進めたいということで、3者もそう捉えておまして、県も南阿蘇も阿蘇市もそう捉えておまして、本計画では対象区域を古坊中、仙酔峡、米塚、池の窪など広く設けまして、必要な整備をどの辺が必要なのかというのを精査して計画に上げていきたいと思っております。なお、この約500万円の費用負担につきましては、2分の1が国の補助事業で交付されますので、予算書でいきますと11ページの下のほうに歳入を計上しております。残る2分の1につきましても同じく同じページの一番上に計上しておりますけれども、11ページですね、南阿蘇村が50万円、そして13ページにあります熊本県が97万5,000円負担して、阿蘇市が窓口でございますので、阿蘇市が予算書で全部上げておられますけれども阿蘇市は実質100万円ということで、負担金も3者でこういう配分して計画書をつくって、今後どういった事業をやっていくかといいますとインバウンド対応の機能の強化ですね、いろんな安全のサインなども2分の1補助でできるということになります。それとかWi-Fiの整備、そういったものも全部、トイレの洋式化、それとおしゃれなタイプにつくっていく、例えば手を洗うときにエアーが出ますね、そういったものとか上質化を図っていく、そういった部分まであります。それとか建物外構工事業、そういった事業。それと廃屋撤去事業、そういったものも2分の1で行われるというような条件でございます。これを数年に渡って計画して取りに行くために必要な計画書の費用になります。

もう1つ、ウソップにつきまして、こちらのほうはワンピースという漫画がギネスブックに載るくらい、2019年の3月現在で3億8,000万部出してるということで、これギネスブック記録だそうです。その作者の尾田栄一郎先生が熊本市出身ということで約8億円を熊本県に寄付されております、熊本地震の関係で。その活用の一つとしてルフィーの仲間8体になりますけれども、その像を県内の被災地に建てようというプログラムがございまして、ほとんどの自治体が8体を、1,000万円ぐらいする像でございますけれども、これを取りにいったわけです。そのなかでウソップというキャラクターの像を阿蘇市で獲得することができまして、場所は阿蘇駅前のロータリー、芝のあか牛が横たわっておりますけれども、あの横につくることができました。除幕式の日程につきましては、実は8体を2年間に渡って作るということで、富山の1箇所ではつかつけないということで、2年間に渡ってつくられるということです。初年度の2019年度は、益城、阿蘇市、御船、熊本市でございまして、その中で阿蘇市と益城町が1番につくっていただきました。この日程につきましては12月なんですけれども、来週に県のほうが公式発表されるということなので差し控えさせていただきますが、12月には除幕式があるということです。費用につきましては、専用の業者さんが来るということで、非常に250万円と高額ですけども、これは8箇所の自治体が統一感を持ってファンのイメージに即した除幕式をやらんといかんということで、これぐらいの金額を負担することになっております。ただ、県の復興基金を使っていいということで、2分の1は復興基金を使わせていただいております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 24 ページのさっきの竹原議員の質問の続きで関連ですけども、現在危険だからすぐ移動しないとイケないということでされるらしいんですけど、その危険というのがわかったのはいつごろですか。元々、危険だから YMC A に移動しようという話があったんだと思うんですけど、その判定がどのような形で、いつごろ出たのか、それについてお答えをお願いします。

それと、25 ページの医療の輪番制の件ですけど、これ医療センターで救急体制をとっている上に、阿蘇市内で輪番制を病院でとっています。それと阿蘇郡で 1,000 万円ぐらいかけて、郡でまた輪番制をとっているんですけど、実際当番医のところは眼科だったりした場合、腹痛が起きたときには結局医療センターに行かないとイケないので、医療センターを充実していけばいいと思うんですけど、今回 36 万円ぐらいまた追加があっているんですけど、これは大体 1 年間のあれが決まっていると思うんですけど、誤差の範囲ですか。それとも特別ななんかまた増えたから増えたんでしょうか。額的には小さいと思うんですけど。輪番制に見直すあれはないかとか含めて答弁をお願いいたします。

それと 26 ページの地球温暖化対策実施実行計画策定負担金ですけど、これ一般財源から出ていますが、こういった地球温暖化の問題というのは国が取り組んでなんか下りてくるものだと思うんですけど、百何十万円ですけど、予算を市で組んでやっていくのはなぜか、どういった事業なのか、それについてお答えをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） お諮りします。

やがて 12 時になりますが、議案審議中のためこのまま続行したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 谷崎議員までは続行です。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 民営化の検討を進めたのは、議員おっしゃったとおり昭和 43 年にできておりますので老朽化に伴いまして違う方向性を検討していたわけですが、その当時、私どもは老朽化ということで、ある程度、壁とか天井とか屋根とか、そういう改修で済むのではなかろうかという感覚でございました。ただやはりいろいろな協議を進めて、最終的に直営でやると決めた以上は、正式な専門家を入れてやはり検討する必要があるということで、30 万円の予算をつけていただいて、検討して調査をしていただいた。それが 7 月ぐらいに結果が出て、我々が想像以上に傷みが激しいと。場合によっては少し何度か傾いている部分もあるというような判定が出ましたので、移転という判断に至ったところでございます。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 25 ページの衛生費のほうに、救急医療対策事業といたしま

して 36 万 4,000 円を計上させていただいております。こちらにつきましては、日曜休日の当番医さんに関しまして、医師会のほうに委託しております。主に救急患者の診療にあたっていただいておりますが、本年度は天皇陛下御退位関連の祝日が増えております。この関係で延べ 35 回分の当番回数が増えたということ、また 10 月に予定されております消費税改正分、こちらを反映させる必要がありまして今回阿蘇圏域 7 市町村と医師会さんとの協議に基づき、その差額分について計上させていただいたものでございます。こちらにつきましては、日曜・祝日の昼間の当番医という形で初期救急の部分になります。病院群輪番制につきましては、夜間及び祝日の二次救急分を担っていただいている分で、阿蘇医療センターさん、大阿蘇病院さん、温泉病院さん、小国公立病院さん、それと立野病院の 5 つの病院で輪番による二次救急をあたっていただいております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 26 ページの目 6 の環境政策費の地球温暖化対策実行計画策定に関するご質問にお答えいたします。

これにつきましては、熊本連携中枢都市圏ということで、共同で策定業務を行います。当然、地球温暖化対策については各自治体でも対応策を考えていく必要があるとは思いますが、熊本市の連携としては 13 市町村で、そちらで相乗効果も上げるという意味もございまして、トータルの策定業務の予算としましては 3,146 万円で、そのうち人口比率の割合をもって、阿蘇市は 130 万 1,000 円ということで、共同で策定をしようという事業でございます。

○議長（湯浅正司君） それでは午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは午後 1 時から再開をしたいと思います。よろしくお願いたします。

午後 0 時 01 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

質疑はありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 19 番、河崎でございます。

まず 3 事案質問をいたします。

まず 10 ページの歳入の部ですけれども、10 ページですね。節の 4 で児童福祉費負担金という中で、副食費ということで 187 万 1,000 円計上してあります。これが歳出の部分でどこで表れているのかということ、まず保育料の無料化について親たちが非常に関心のある副食費でございますので、どこに計上してあるのかをお尋ねします。

それと、もう一つは先ほどからいろいろ、びよびよの移転について質問がありましたけれども、昨日も宮崎部長が全協で説明をいたしましたけれども、今日はよくわかりました。昨日の時点では、私の3月議会の議事録を読みますと簡単にまとめておりますけれども、現時点では現状の運営を継続しますとなっております。それと、現在の場所の修理を行い公営で継続しますということになっております。そういうことで、私が昨日言ったのは、場所が変わるならば経営はどうなるのかというのを質問したわけでございます。そのことについて山田になりますけれども、山田が仮となっておりますけれども、この仮は何年ぐらい続くのかをまずはお尋ねいたします。

それともう一つ、33 ページですね、目の住宅建設費、この節で委託料とか工事請負費が減額されておりますけれども、この内容をお聞きいたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） まず最初の歳入の副食費の件についてお答えします。

副食費、これは公立保育園分の副食費ということで、一応一般会計に入れたあとに、保育園の運営費の中で需用費等に回して使用することになります。副食費というのが、主食については子どもたちが持ってきます、お米とか、そういうものについては持ってきて、おかずとおやつ、この分になります。ということでその部分は運営費の中で出していくことになります。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） ちょっと昨日の続きになると思いますが、河崎議員の一般質問に答えたときに、改修して云々という文言があったと思うんですが、あのとき3名の方から一般質問をいただきまして、その中でも申し上げましたが、まず点検をさせていただきという形で、点検の結果によっては改修で済む場合もありますし、改修で済まない場合もありますので、その点検をした結果が昨日ご報告したような形だったので、移転という方向で進んでいるというご報告をさせていただきました。

それと山田小学校につきましてはあくまでも仮移転でございます。何年間使うのかというのは、今後本移転の協議が順調に進んで、そのあと予算化とかが必要になりますので、今の段階でいつまでというのはなかなか期間を明示することは難しいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 33 ページの住宅建設費の減額についてのお答えを申し上げます。

まず減額に至ったのは、補助申請を毎年するわけでございますけれども、補助金の配分の減に伴い調整をさせていただきということでございます。調整の中で委託料と工事請負費ということでございますけれども、主な事業としましては老朽化した部分の屋根改修、それとくみ取りから水洗化のための改修、それと老朽化住宅の解体というようなことでございますので、その中の本年度の事業の分を調整させていただいております。主な減としましては、そこにありますように老朽化した解体工事と、それと屋根改修の一部を来年度以降に回すということで調整をさせていただいております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 松岡課長に再度お尋ねしますが、さっき項目は言われましてたけれども、歳出の部分で、ページでどこに繰り入れてあるということを示していただきたいと思います。

それと、宮崎部長に昨日からニュアンスがちょっと違っておりますけれども、部長のお答えも正しゅうございます。しかし施設点検を行い必要な補正等で現在のところの修繕を行って、経営も公営でやりますというような答えになっております。明確にですね。そういうことですから、場所が変わるならば経営方針も変わってもいいのではないかと、変えろとは言わないですよ。変わってもいいじゃないかということを質問したわけです。何らその決定はしていないということ昨日は主張したわけですね。そういうことで再度、わかりやすいお尋ねします。

それと宮崎部長、これ大変な問題だと思いますけども、私が言いましたけれども何か乙姫がどうのこうのという巷の噂があるんですけど、そういう変な噂が飛び立たんように、私は噂は立てませんよ、絶対。噂が立っております。そういうところも山田地区あたりの住民を強く説得をしていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 先ほど申し上げました歳入の分の歳出の充当先ですけども、別冊 2 の 23 ページ、款の 3 の民生費、項の 2 の児童福祉費、3 児童運営費の中の欄の補正額の財政内訳のその他財源というところにここが入ってきておまして、今回歳出項目としては財源変更の部分にそれはなりますので、どの節にということまでは出てきておりません。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） まず最初のお話なんですけど、直営で経営をすると阿蘇市の方針は決定しておりますので、これは移転しようがしまいが直営で運営を行います。民間委託の考えは一切持っておりません。

それと乙姫という話が出ましたが、確かに乙姫も一つの候補地にはなっております。ただ今利用者の方には数箇所一応提示をして、こういうメリットがあります、こういうデメリットがありますというのを示しております。もちろん今の現在の場所という保護者の方もいらっしゃる。そういういろいろな意見に多様性がありますので、今回まず仮移転の費用だけ上げて利用者の方に十分丁寧な説明をした上で、今後また設計とか、本移転の先が決まった場合には、そういう予算が必要になってくる。そのときはまたそのときに議会のほうでお諮りをさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。最後になります。

○19 番（河崎徳雄君） 宮崎部長の答えはよくわかりますけれども、先ほど竹原議員が言われたように、やっぱり応急的に移転せなですよ、危険ですからね。しかし山田にそういう修繕費をかけるよりも、この際新たな場所に工事したほうがいいんじゃないかというような考え方もあります。先ほど竹原さんが言ったようにですね。危険というのは初めから



わかっておりました。そういうことについてはどう思いますか。

○議長（湯淺正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 危険というのは初めからわかっておりましたというのも、危険性はある程度感じておりましたが、これだけ危険というのは専門家を入れた結果ではっきりわかったところでございます。今、午前中もありましたけれども、本移転のほうに投資したらというのがあるんですが、これがどれだけ時間がかかるかまだはっきり時間が見えないんですよね。ただその間に、ある程度危険の指摘があっている施設をいつまでも子どもたちのために使わせるのか、何かあったときはどうなるんだという安全面を一番考慮したときは、さしよりはどこかに仮移転して、その間は今の子育て支援センターのほうは閉鎖するというのが一番賢明な策ではないかなという形で、今回の決定をさせていただいたところでございます。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑はありませんか。

4 番議員、甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） 4 番議員の甲斐でございます。

28 ページ、林業振興費の工事請負費についてお尋ね申し上げます。はな阿蘇美トイレ改修工事ということになっております。これは周辺整備も含んでいるのか、若干の工事内訳をお尋ねしたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 28 ページの林業振興費工事請負費でございます。説明欄の 1 段目でございますが、地域材利用公衆トイレということで、平成 12 年にはな阿蘇美敷地内のほうに、今インフォメーションセンターの横に隣接しているトイレでございますけれども、こちらのほうの外観の改修工事でございます。周辺の実際外観でございますので、財源といたしまして森林環境譲与税を充当するというので、地域材を用いまして外観の改修を行うというような事業でございます。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

## 日程第 12 議案第 59 号 令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について

○議長（湯淺正司君） 日程第 12、議案第 59 号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは別冊 3 になります。

ただ今、議題としていただきました、議案第 59 号、令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算についてご説明します。

1 ページをお願いします。第 1 号補正になります。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に

それぞれ 896 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9,696 万 4,000 円と定めています。

詳しくは 4 ページをお願いします。歳入です。款の繰越金、目の繰越金。この度の決算で前年度の繰越金が確定しましたので、今年度会計に計上するものです。補正額は 896 万 4,000 円です。

5 ページをお願いします。歳出です。款の予備費。ただ今の繰越金は予備費に全額計上しております。補正前の額と合わせまして、予備費の合計額は 1,064 万 5,000 円となります。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） これは繰越金が入ってきてるだけなんですけど、現在噴火とかあってなかなか規制があるんですが、今年の見込みと言っても難しいでしょうけど、今まで 10 月、9 月時点までで大体見込みのほうはどれぐらいの収入が上がってますでしょうか。割合的にわかるなら。額はわからんと思うんですけど。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の質問ですけど、今入っている収入は 339 万 8,000 円になります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第 13 議案第 60 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 13、議案第 60 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 資料のほうは別冊 4 をお願いいたします。

ただ今、議題としていただきました、議案第 60 号、令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条でございますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,852 万 8,000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 7 億 1,901 万 7,000 円といたしております。

歳入歳出補正に内訳につきましては事項別明細でご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款の 6 繰越金、目の 1 繰越金につきましては、平成 30 年度の決算額の確定に伴いまして規定の額に 5,852 万 8,000 円を追加いたしまして、8,852 万 8,000 円といたしております。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。款の 1 総務費、目の 2 維持管理費の 400 万円の増額につきましては、マンホール等の老朽化に伴う修繕料を計上しております。

次に款の 2 事業費、目の 1 下水道事業費の主なものでございますけれども、節の 13 委託料、下水道ストックマネジメント計画策定管路調査業務委託料 1,500 万円につきましては、計画策定にあたりまして熊本地震災害時に調査しましたデータを活用しながら進めておりましたけれども、特にカメラ調査データが不足していることから、その経費を計上するものでございます。次に節の 15 工事請負費 3,500 万円の増額につきましては、道路内に多数あります公共枡などのマンホールを撤去するための経費として計上しております。節の 13 公有財産購入費の 250 万円、それと節 13 委託料の地上権設定委託料 150 万円につきましては、個人所有地に敷設しました污水管枝線の占有面積の確定に伴いまして、地上権設定に関する経費を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 14 議案第 61 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 61 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今、議題としていただきました議案第 61 号、令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

資料につきましては別冊 5 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,679 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 36 億 5,528 万 8,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入につきましては、款の 1 国民健康保険税につきまして、目の 1 一般被保険者国民健康保険税を 3,038 万 4,000 円の増額、また目の 2 退職被保険者等国民健康保険税を 61 万 7,000 円の減額としております。こちらにつきましては、平成 30 年度所得の確定によりましてそれぞれ過不足分を調整しているものでございます。

次のページをお願いいたします。款の 10 繰入金、目の 1 一般会計繰入金につきまして 465 万 4,000 円の減額としております。節の保険基盤安定繰入金につきましては、主に所得の低い方々に対する保険税の軽減分を一般会計から繰入補填するものでございます。平成 30 年度本算定の確定によりまして、超過分を減額調整するものでございます。

6 ページをお願いいたします。款の 11 繰越金につきまして、1 億 9,167 万 9,000 円を増額しております。これにつきましては、平成 30 年度決算で確定しました繰越金を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。2 段目の款の 7 基金積立金、目の 1

財政調整基金積立金といたしまして、1億2,600万円を増額としております。今回歳入で繰越金を1億9,000万円余り計上することができております。従いまして、本会計の安定運営のために一定額を基金に積み立てるものでございます。

8ページをお願いいたします。款の11予備費、こちらに8,839万6,000円を増額しております。合わせて1億224万9,000円の予備費を確保できております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第15 議案第62号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第15、議案第62号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今、議題としていただきました、議案第62号、令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては別冊6をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,003万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ36億4,500万6,000円と定めております。

5ページをお願いいたします。歳入でございます。款の5支払基金交付金、目の1介護給付費交付金といたしまして656万9,000円を増額しております。こちらにつきましては、前年度精算により追加交付されるものでございます。次に、款の9繰越金につきましては、平成30年度決算によりまして確定した繰越金としまして2億2,346万4,000円を増額計上しております。

6ページをお願いいたします。歳出になります。款の4基金積立金、目の1介護給付費準備基金積立金といたしまして、3,523万1,000円を増額としております。先ほど歳入の繰越金で、2億2,000万円余り計上をしております。このうち平成30年度精算分といたしまして、このあと説明申し上げますが1億5,000万円ほど支出予定額を予定しております。この分を除いた一定額を今回基金に積み立てるものでございます。

続きまして、款の7諸支出金、目の2償還金といたしまして1億346万3,000円及び、下の目の1一般会計繰出金といたしまして4,587万9,000円を増額しております。これにつきましては、平成30年度決算によりまして国・県負担金及び阿蘇市負担分を精算するものでございます。下段の予備費でございます。今回4,546万円を増額し、5,546万円の予備費を確保しているものでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16 議案第 63 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 16、議案第 63 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今、議題としていただきました、議案第 63 号、令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては別冊 7 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 907 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 億 3,818 万 6,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入につきましては、平成 30 年度決算によりまして確定しました、繰越金 907 万 8,000 円を計上させていただいております。

5 ページをお願いいたします。歳出になります。款の 2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして 717 万 5,000 円の増額と。こちらにつきましては、平成 30 年度精算分としまして計上するものでございます。続きまして、款の 4 諸支出金、目の 1 一般会計繰出金につきまして 190 万 6,000 円の増額とさせていただいております。平成 30 年度の阿蘇市負担分を精算するものでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 64 号 令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について

日程第 18 議案第 65 号 令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

日程第 19 議案第 66 号 令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 17、議案第 64 号「令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」。日程第 18、議案第 65 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」。日程第 19、議案第 66 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」につきましては、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。従って、日程第 17、議案第 64 号及び日程第

18、議案第 65 号及び日程第 19、議案第 66 号について一括議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

**○財政課長（山口貴生君）** ただ今、一括議題としていただきました、議案第 64 号から議案第 66 号につきまして、順にご説明申し上げます。

まず初めに、別冊 8 をお願いいたします。議案第 64 号、令和元年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算についてでございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 386 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,127 万 6,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款の 5 繰越金、目の 1 繰越金、平成 30 年度の決算によりまして繰越金が確定いたしましたので、386 万 8,000 円を繰り入れるものでございます。

以上のような補正の結果、歳入では 386 万 8,000 円を追加いたしまして、合計といたしまして 1,127 万 6,000 円といたしております。

5 ページをお願いいたします。歳出になります。繰り入れました 386 万 8,000 円につきましては、予備費のほうに全額計上しておりますので、予備費の残高につきましては、419 万 2,000 円となるところでございます。

以上のような補正の結果、歳出では 386 万 8,000 円を追加いたしまして、合計で 1,127 万 6,000 円といたしております。

別冊 9 をお願いいたします。議案第 65 号、令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算についてでございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,249 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,730 万円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款の 1 財産収入、目の 1 利子及び配当金でございます。財政調整基金の利子相当分として 2,000 円を計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。款の 4 繰入金、目の 1 財政調整基金繰入金につきましては、基金のほうから 500 万円の取り崩しを行いまして、今年度の一般会計に 500 万円を計上いたしております。款の 5 繰越金、目の 1 繰越金につきましては、平成 30 年度の決算によりまして繰越金が確定いたしましたので、749 万 7,000 円を計上いたしております。

以上のような補正の結果、歳入では 1,249 万 9,000 円を増額計上いたしまして、合計として 1,730 万円といたしております。

6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款の 4 水道管理費、目の 1 水道管理費、節の 15 工事請負費でございます。手野地区の本管敷設替え工事といたしまして、1,249 万 7,000 円を計上いたしております。次に、款の 5 財政調整基金費、目の 1 財政調整基金費につきましては、利息相当分の 2,000 円を税積立金として計上いたしております。

以上のような補正の結果、歳出では歳入と同じ1,249万9,000円を追加いたしまして、合計として1,730万円といたしております。

最後に別冊10をお願いいたします。議案第66号、令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算についてでございます。

1ページをお願いいたします。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ904万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,977万7,000円といたしております。

4ページをお願いいたします。歳入でございます。款の5繰越金、目の1繰越金でございます。平成30年度の決算によりまして、繰越金が確定をいたしましたので910万8,000円を追加いたしまして、1,710万8,000円といたしておるところでございます。

以上のような補正の結果、歳入では904万4,000円を追加いたしまして、合計として2,977万7,000円といたしております。

5ページをお願いいたします。歳出でございます。款の6予備費、目の1予備費でございます。繰り入れました906万5,000円につきましては、予備費のほうに全額計上しております。

以上のような補正の結果、歳出では歳入と同じ904万4,000円を追加いたしまして、合計として2,977万7,000円といたしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

16番議員、藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 1つだけお尋ねします。別冊9の古城財産区特別会計補正予算の中の6ページ、歳出のところ、水道管の敷設工事と、敷設替え工事、それに1,249万7,000円計上されておりますが、以前、平成24年の水害を境に古城地区では上水道へ移行したいという動き、気運が大変高まった時期がありました。現在、財産区の水道を上水道へ移行したいという動きはどの様になっておりますでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

現時点で上水道へ移行された財産区は、古城の1区から3の2区までになります。昨年度古城4区のほうから上水道へ移行したいというような申し出がございましたけれども、その後検討を重ねる中で4区のほうから辞退をされております。ですので、現在のところ上水道へ移行したいという希望の区は、今のところございません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。議案第64号、議案第65号及び議案第66号についての質疑を終わります。

日程第20 議案第67号 「字の区域の変更について」の一部訂正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 20、議案第 67 号「字の区域の変更について」の一部訂正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 議案書の 81 ページをお願いいたします。

ただ今、議題とさせていただきました、議案第 67 号「字の区域の変更について」の一部訂正についてご説明申し上げます。

本件は、令和元年第 1 回阿蘇市議会定例会において議決を経た議案第 47 号「字の区域の変更について」の一部を訂正したいので、改めて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

訂正の内容につきましては、訂正前・訂正後の表をご覧ください。表中、区域の欄に全 11 筆を記載しておりますが、そのうち「5758 番の 13」を「5758 番 13」に、「5858 番 14」を「5758 番 14」に訂正するものでございます。次ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、5758 番 13 については大和ハウス所有地でございます、5758 番 14 については阿蘇市所有の市道敷となっております。

今回の訂正につきましては、前回の議案に上程する際の、単純な記載ミスでございます、決裁及び議案作成時にも見落としておりました。誠に申し訳なく、この場をお借りしまして深くお詫びを申し上げます。今後はチェックを重ねまして、このようなことが二度と起きないように努めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしく願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 21 議案第 68 号 工事請負契約の締結について

○議長（湯浅正司君） 日程第 21、議案第 68 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） ただ今、議題としていただきました議案第 68 号、工事請負契約の締結についてでございます。

83 ページでございます。提案理由といたしまして、本件は、日本下水道事業団との委託協定による、阿蘇市公共下水道阿蘇市浄化センター他の建設工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、阿蘇市公共下水道阿蘇市浄化センター他の建設工事でございます。契約の方法は随意契約、契約の金額は 3 億 8,543 万円でございます。契約の相手方は



東京都文京区の名称、日本下水道事業団でございます。ここに契約が至った経緯といたしましては、下水道法により政令で定める資格を有するもの以外は工事等管理監督もできないということで、これは下水道は発足した当時からこちらのほうと契約してやっているものでございます。日本下水道事業団は地方公共団体の要請に基づき、下水道事業を代行できる唯一の官業代行機関でございます。その関係でこちらのほうに契約をするものでございます。また、契約後は当事業団から民間会社に発注する際は一般競争入札方式でやられますので、この分については随意ではございません。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 22 議案第 69 号 工事請負契約の変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 22、議案第 69 号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） ただ今、議題としていただきました議案第 69 号、工事請負契約の変更についてでございます。

提案理由といたしまして、本件は、災害公営住宅古神団地建設工事について、変更契約を締結したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、災害公営住宅古神団地建設工事でございます。変更前の契約金額 7 億 2,684 万円、変更後の契約金額 7 億 3,160 万 1,994 円。今回の変更による増額は、476 万 1,994 円でございます。変更の理由といたしまして、古神団地工事におきまして擁壁工事及び既設道路排水改修等の外構工事の変更が生じたことから、増額になっております。契約の相手方は、株式会社、熊本紅屋でございます。3 点ほどございまして、既設道路が狭かったので団地内の隅切りを付けた結果、側溝が老朽化しており車両が通ると危険なためでございます。それと団地内の南側隣接擁壁の変更でございますが、団地内を設計の高さに掘ったところ隣地の擁壁と間知ブロックに強度がなかったため、非常に危険でございましたので団地の排水溝と隣接地擁壁の根固めを行うのと、3 番目といきまして、南西隣接地擁壁の変更でございますが、隣接地が緩やかな法面でしたが、排水の侵入を考慮して擁壁に変更を考慮しております。

説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 23 議案第 70 号 工事請負契約の変更について**

○議長（湯浅正司君） 日程第 23、議案第 70 号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） ただ今、議題としていただきました、議案第 70 号、工事請負契約の変更についてについてでございます。

提案理由は、本件は、災害公営住宅小里団地建設工事請負契約について、変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会に議決を求めるものでございます。

まず契約の目的でございますが、災害公営住宅小里団地建設工事、変更前の契約金額 6 億 480 万円、変更後の契約金額 6 億 1,228 万 4,666 円、今回変更による増額 748 万 4,666 円でございます。変更の理由といたしまして、災害公営住宅小里団地建設工事において、側溝集水枒等外構工事の変更が生じたことから増額となっております。契約の相手方は株式会社田上建設様であります。こちらにつきましては、理由といたしまして周辺の住民の方から当地は雨水が集中するため排水対策工事を強化してほしいというご意見があり、側溝集水枒等外構工事の変更が生じたため増額を考えております。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 24 議案第 71 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について**

**日程第 25 議案第 72 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について**

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 24、議案第 71 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」及び日程第 25、議案第 72 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」につきましては、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 24、議案第 71 号及び日程第 25、議案第 72 号は一括議題とすることに決定しました。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今、一括議題とさせていただきました、議案第 71 号及び議案第 72 号についてご説明申し上げます。

議案書の 86 ページをお願いいたします。議案第 71 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更についてご説明申し上げます。本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町萩の草字西谷 409 番 1 の一部でございます。地目については市有原野で、地積は 9 ㎡でございます。申請者はソフトバンク株式会社で、目的は同社の携帯電話基地局の建設でございます。使用期間は令和元年 10 月 1 日令和 11 年 9 月 30 日までの 10 年間で、使用料は 10 万円となっております。

次ページ、87 ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮線から萩の草方面に向かいました市道中萩の草線沿いの、中萩の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案書の 88 ページをお願いいたします。議案第 72 号、旧慣による公有財産の使用権の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町三野字白木山 2305 番 1 の一部でございます。地目については市有原野で、地積は 9 ㎡でございます。申請者はソフトバンク株式会社で、目的は同社の携帯電話基地局の建設でございます。使用期間は令和元年 10 月 1 日令和 11 年 9 月 30 日までの 10 年間で、使用料は 10 万円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮線から阿蘇品牧場方面に向かいました市道阿蘇品牧場線沿いの、古閑牧野組合の入会地でございます。

説明は以上でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） この 2 基で大体どれぐらいのエリアをカバーするということになりますか。

○議長（湯浅正司君） 経済部長。

○経済部長（阿部節生君） 携帯電話基地局のエリアをカバーするという意味で今回計画されておまして、詳細については私どももわかりかねます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 26 請願第 1 号 熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 26、請願第 1 号「熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） お疲れ様でございます。それでは、請願第 1 号 熊本県における主要農作物種子条例の制定における意見書を求める請願書について、紹介議員の説明を行います。

主要農作物である、米、麦、大豆の種子を安定的に生産し供給すべきことを、国の果たすべき役割と定めた主要農作物種子法が昨年 3 月 31 日をもって廃止されました。今回の種子法廃止は、種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏付けがなくなり、今後稲などの種子価格の高騰や地域条件などに適合した品種の生産、普及などが衰退してしまうのではないかという不安が農家の間で広がっております。つきましては、主要種子法に代わる熊本県独自の条例の制定についてを強く要望するものであり、議員各位におかれましては本趣旨にご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

中身につきましては、省略をいたします。いろいろ県のほうでも 12 月に議会に提案されて可決される見通しとなっております。そのことを踏まえてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、請願第 1 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております請願第 1 号については、所管の建設経済常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会いたします。大変、お疲れ様でした。

午後 1 時 54 分 散会